



平成 24 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 呉 文 繡
(コード番号 3751 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 渡邊 和伸
TEL (03) 3211-8868 (代表)

当社子会社に対する行政処分について

本年10月10日、当社の子会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「ユナイテッド」といいます。）に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から金融庁に対し行政処分を求める勧告が行われ、本日、ユナイテッドは金融庁より投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められたとして、下記の行政処分を受けました。

当社は、この度の子会社のユナイテッドが行政処分を受けることとなった事態を厳粛に受け止め、グループ全体での法令等遵守の徹底と内部管理体制の強化に真摯に取り組み内部管理体制を再点検いたします。当社といたしましては、証券取引等監視委員会の検査結果、金融庁の行政処分を踏まえて、徹底した再発防止に取り組み、信頼の回復に努めて参る所存です。

当社の株主の皆様および関係者の方々ならびにユナイテッドとお取引を頂いておりますお客様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分を受けた子会社の名称等

商 号：ユナイテッド投信投資顧問株式会社

所在地：東京都中央区新川 1-17-25

代表者：代表取締役会長兼社長 岡 田 博

事業内容：投資信託委託業、投資助言・代理業および投資一任契約に係る業務

資本金：11 億 5,500 万円

2. 処分の内容

(1) 業務停止命令

新たな投資一任契約の締結禁止（平成 24 年 10 月 16 日から平成 24 年 12 月 15 日までの間）

(2) 業務改善命令

- ① 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。

- ② 特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、投資対象先に対する十分な調査・確認が適切に行われているかについてチェックする体制やグループ会社等との取引に係る利益相反を防止する態勢等を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。
- ③ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ⑤ 上記①から④について、平成 24 年 11 月 15 日までに書面で報告すること。

本件の業務停止命令および業務改善命令への対応につきましては、ユナイテッドにおいて慎重に検討し、役職員一丸となって業務改善に真摯に取り組んでおります。当社は、ユナイテッドの対応を確認しながらグループ全体の内部管理体制の再構築に努めてまいります。

当社の株主の皆様、関係者の皆様およびユナイテッドのお客様に改めて心からお詫び申しあげます。

なお、当該行政処分に係る当社の平成 25 年 3 月期連結決算上の業績に与える影響については、現在様々な影響を精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

以上